

(別記例示 26)

配置販売業 医薬品の区分、兼営事業

配置販売業者氏名	
販売し、又は授与する 医薬品の区分 (該当するものを 丸で囲む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第1類医薬品</li><li>・ 指定第2類医薬品</li><li>・ 第2類医薬品 (指定第2類医薬品を除く。)</li><li>・ 第3類医薬品</li></ul>
兼営事業	

(注意)

- 1 兼営事業は、薬事に関する事業 (例：医薬部外品・化粧品・管理医療機器販売業、医薬品製造業・製造販売業) を記載し、無い場合は「なし」と記載すること。